

申告書の書き方（所得計算編）

申告書（表）の右欄に「収入金額」と「所得金額」を記載します。収入の種類により、所得の算出方法が異なりますのでご注意ください。

■基本的な記入方法 ※所得により異なる場合があります。所得算出前の収入金額を「1 収入金額」の各項目に、所得算出後の金額を「2 所得金額」の各項目に記入します。

1	収入金額等	事業等	ア	円	
		業農	業イ		
		不動産	ウ		
	所得金額等	雑所得	利子	エ	
			配当	オ	
			給与	カ	
		公的年金等	キ		
			雑業務	ク	
		その他	ケ		
			総合譲渡	コ	
長期	サ				
一時	シ				
2	収入金額等	事業等	①	円	
		業農	業②		
		不動産	③		
	所得金額等	雑所得	利子	④	
			配当	⑤	
			給与	⑥	
		公的年金等	⑦		
			雑業務	⑧	
		その他	⑨		
			合計	⑩	(⑦ + ⑧ + ⑨)
総合譲渡・一時	⑪				
合計	⑫				

■事業所得（営業等・農業）がある方

所得算出方法： $\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{事業所得}$

記載欄：収入金額→営業等「ア」欄、農業「イ」欄

事業所得→営業等「①」欄、農業「②」欄

必要書類：収支内訳書、帳簿書類等（経費がある方はその領収書）

※収支内訳書を添付する必要があります。事前に収支内訳書を作成しご持参ください。

■公的年金等やその他雑所得がある方

(1) 公的年金等の所得算出方法（令和5年分）

※公的年金等雑所得以外の所得が1,000万円を超える場合は下記の計算方法が変わりますので、詳しくはお尋ねください。

記載欄：収入金額→公的年金等「キ」欄 所得金額→公的年金等「⑦」欄

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	所得の計算方法
S34.1.2以降 に生まれた方 (64歳以下)	公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額は0円になります。	
	130万円未満	年金収入 - 60万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入 × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円以上	年金収入 - 195万5千円	
S34.1.1以前 に生まれた方 (65歳以上)	公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額は0円になります。	
	330万円未満	年金収入 - 110万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入 × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円以上	年金収入 - 195万5千円	

(2) 業務に係る雑所得 所得算出方法： $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{業務に係る雑所得}$

記載欄：収入金額→雑業務「ク」欄 所得金額→雑業務「⑧」欄

(3) その他の雑所得 所得算出方法： $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{その他雑所得}$

記載欄：収入金額→雑その他「ケ」欄 所得金額→雑その他「⑨」欄

必要書類：源泉徴収票、業務に係る雑所得・その他雑所得がある場合は収入金額、必要経費がわかる書類

■一時所得がある方

生命保険等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪・競艇の払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得です。

所得算出方法： $\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除} = \text{一時所得}$

記載欄：一時所得→一時「シ」欄

上記の一時所得の2分の1の額→総合譲渡・一時「⑪」欄

※総合譲渡所得がある方は合算してください。

必要書類：一時所得の収入・必要経費がわかる書類

■不動産所得がある方 ※事前に収支内訳書を作成しご持参ください。

所得算出方法： $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{不動産所得}$

記載欄：収入金額→不動産「ウ」欄、不動産所得→不動産「③」欄

必要書類：収支内訳書、帳簿書類等（経費がある方はその領収書）

■給与所得がある方

令和5年1月1日から12月31日までの間に受け取った給与等の収入金額に応じて、次の表の区分に従い計算します。

給与等の収入金額 (A) の合計額		給与所得の金額	
以上	未満		
	55万1千円	0円	
55万1千円	161万9千円	給与等の収入金額 (A) - 55万円	
161万9千円	162万円	106万9千円	
162万円	162万2千円	107万円	
162万2千円	162万4千円	107万2千円	
162万4千円	162万8千円	107万4千円	
162万8千円	180万円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)	
180万円	360万円		B × 2.4 + 10万円
360万円	660万円		B × 2.8 - 8万円
660万円	850万円	B × 3.2 - 44万円	
850万円		A × 0.9 - 110万円	
		A - 195万円	

記載欄：収入金額→給与「カ」欄、所得金額→給与「⑥」欄

必要書類：源泉徴収票、給与の支払証明書

※所得金額調整控除についての要件等、詳しくはお尋ねください。

■総合課税の譲渡所得がある方

機械やゴルフの会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、1個又は1組の価格が30万円を超える書画、貴金属などの資産から生ずる所得です。

〔 短期の譲渡所得：譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの 〕  
〔 長期の譲渡所得：保有期間が5年を超えるもの 〕

※土地や借地権などの土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物の譲渡や、株式等の譲渡による所得は、別に分離課税用の申告書に記載してください。

所得算出方法： $\text{譲渡の収入金額} - \text{譲渡した資産の取得費など} - \text{特別控除} = \text{譲渡所得}$

記載欄：譲渡所得→総合譲渡短期「コ」欄又は長期「サ」欄

※上記計算方法による短期譲渡、長期譲渡それぞれ所得を計算します。特別控除額は、短期譲渡と長期譲渡あわせて50万円が限度です。マイナスになる場合は、0円になります。

算出した譲渡所得を下記により計算し、課税される譲渡所得の金額を求めます。

所得算出方法： $\text{短期譲渡所得} + \text{長期譲渡所得} \times 1/2 = \text{課税される譲渡所得の金額}$

記載欄：課税される譲渡所得の金額→総合譲渡・一時「⑪」欄

必要書類：総合譲渡の収入・支出金額がわかる書類

**⑬社会保険料控除**：国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、雇用保険料、日雇保険料等の支払金額の合計額

**⑮生命保険料控除**

【旧契約】平成23年12月31日以前に契約を締結した分

■一般生命保険料、個人年金保険料を支払ったとき

- ・1万5千円まで 支払保険料の全額
- ・1万5千円超え～4万円以下 支払保険料×1/2+7,500円
- ・4万円超え～7万円以下 支払保険料×1/4+17,500円
- ・7万円超え 3万5千円（限度額）

※一般生命+個人年金 最高7万円（控除限度額）

【新契約】平成24年1月1日以降に契約を締結（更新）した分

■一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払ったとき

- ・1万2千円まで 支払保険料の全額
- ・1万2千円超え～3万2千円以下 支払保険料×1/2+6,000円
- ・3万2千円超え～5万6千円以下 支払保険料×1/4+14,000円
- ・5万6千円超え 2万8千円（限度額）

※一般生命+介護医療+個人年金 最高7万円（控除限度額）

■【旧契約】と【新契約】双方の保険料控除の適用を受ける場合

一般生命+介護医療+個人年金 最高7万円（控除限度額） 各保険料限度額2万8千円

**⑯地震保険料**

■地震保険の保険料や共済契約の掛金を支払ったとき

支払った保険料の1/2の金額 最高2万5千円

■旧長期損害保険契約がある場合

平成18年12月末までに締結した長期損害保険契約による掛金を支払ったとき

5千円まで 支払保険料の金額（全額）

5千円を超える場合 支払金額×1/2+2,500円 最高1万円（限度額）

※地震保険料+旧長期損害保険料 最高2万5千円（合計限度額）

**⑳雑損控除**：令和5年中に支出した災害・盗難等による住宅家財などの損失

算出方法：次のうち、いずれか多い方の金額

- (1) (損害金額) - (保険金等による補てん額) - (総所得金額等×10%)
- (2) (損害金額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

※損害金額には、災害関連支出の金額含む

**㉑医療費控除**

(1) 医療費控除 (限度額 200万円)

控除額算出方法：(医療費の自己負担分) - (保険金等による補てん額) - (所得金額の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額)

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） (限度額 8万8千円)

控除額算出方法：(対象医薬品の購入金額) - (保険金等による補てん額) - (1万2千円)

※(1)と(2)の重複適用はできません。

**申告書の書き方（所得控除編）**

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

⑬	社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
合計				
⑮	生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
		介護医療保険料の計		円
⑯	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～㉑	寡婦・ひとり親・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除・ひとり親控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	円
㉒	障害者控除	フリガナ 氏名	障害の程度	身・精・療 度
		個人番号		
		フリガナ 氏名	障害の程度	身・精・療 度
		個人番号		
㉓～㉕	配偶者控除・配偶者特別控除・同居特別控除	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	明・大 昭・平
		個人番号		
㉖	扶養控除	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	明・大 昭・平
		個人番号		
		フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	明・大 昭・平
		個人番号		
		フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	明・大 昭・平
		個人番号		
※各控除対象者の氏名と個人番号（マイナンバー）を忘れずに記入してください。				
㉗	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	円	円
㉘	医療費控除	支払った医療費等	円	円

4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		円
		小規模企業共済等掛金控除	⑭		
		生命保険料控除	⑮		
		地震保険料控除	⑯		
		寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	0,000	
		勤労学生・障害者控除	⑲～㉑	0,000	
		配偶者(特別)控除	㉒～㉕	0,000	
		扶養控除	㉖	0,000	
		基礎控除	㉗	430,000	
		⑬から㉕までの合計	㉔		
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗				
合計(㉔+㉖+㉗)	㉘				

**⑭小規模企業共済等掛金控除**

小規模企業共済法に基づく掛け金及び、心身障害者扶養共済制度に基づく掛け金の支払い金額

**⑰寡婦控除 26万円**

- ・夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族（子以外）があり合計所得が500万円以下の人
- ・夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明の人で合計所得が500万円以下の人

**⑱ひとり親控除 30万円**

- ・ひとり親で扶養親族である子があり、合計所得が500万円以下の人

**⑲勤労学生控除 26万円**

働きながら学校に在籍している人のうち、合計所得が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である人

**㉒障害者控除 26万円** ※障害のある方について、障害の区分、等級を記入してください。

特別障害者控除 30万円（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害手帳1級）

同居特別障害者控除 53万円

**㉓配偶者控除**

合計所得金額が1千万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人（納税義務者の合計所得金額が900万円を超え1千万円以下の場合）

一般配偶者(S29.1.2以降生まれ)33万円、老人配偶者(S29.1.1以前生まれ)38万円

**㉔配偶者特別控除 0～33万円**

合計所得金額が1千万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者の所得金額が48万円超え～133万円以下の人には下表に応じた金額が控除できます。

（納税義務者の合計所得金額が900万円を超え1千万円以下の場合には下表の控除額が変わりますので、詳しくはお尋ねください）

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超え100万円以下	33万円	120万円超え125万円以下	11万円
100万円超え105万円以下	31万円	125万円超え130万円以下	6万円
105万円超え110万円以下	26万円	130万円超え133万円以下	3万円
110万円超え115万円以下	21万円	133万円超え	0円
115万円超え120万円以下	16万円		

**㉕扶養控除**：生計を一にする親族で所得48万円以下の人

一般扶養 33万円（S29.1.2～H13.1.1、H17.1.2～H20.1.1生まれの人）

特定扶養 45万円（H13.1.2～H17.1.1生まれの人）

老人扶養 38万円（S29.1.1以前生まれの人）

同居老親等 45万円（老人扶養控除対象者のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で、かつ納税義務者かその配偶者と同居を常況としている人）

**㉗基礎控除**

合計所得2,400万円以下の場合**43万円**（合計所得が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減しますので詳しくはお尋ねください）